

様式第15(第46条第3項関係)

	← 12.5cm → 12.5cm ↑ 8.8cm ↓ 8.8cm	← 12.5cm → 12.5cm ↑ 8.8cm ↓ 8.8cm														
目 ↑ ↓ 目	第 年 月 日 号 有 効 年 月 日 から 期 間 年 月 日 まで 危 険 獵 法 許 可 証 環 境 大 臣 印 折	注 意 事 項 1 危険猟法許可証は、危険猟法により鳥獣の捕獲等を行うに際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。 2 危険猟法許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 危険猟法許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣に返納しなければならない。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>危険猟法の種類</td><td></td></tr> <tr><td>区 域</td><td></td></tr> <tr><td>鳥獣の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>条 件</td><td></td></tr> </table>	住 所		氏 名		生 年 月 日		危険猟法の種類		区 域		鳥獣の種類及び数量		条 件		
住 所																
氏 名																
生 年 月 日																
危険猟法の種類																
区 域																
鳥獣の種類及び数量																
条 件																

備考 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。